

(1-2) 安全な避難空間の確保

施策 1-2-④

避難場所の確保・整備

【取組の概要】

地方公共団体は、住民の生命を守るため、必要な津波からの避難場所（災害から一時的に難を逃れる緊急時の場所）の確保・整備を行います。

津波からの避難は、津波が到達するまでに、津波の避難対象地域外や高台等へ逃げるのが基本となります。津波の避難対象地域外や高台等への避難が困難な地域では、津波の避難施設として築山、タワー型の整備、津波避難ビルの指定等（施策 1-2-⑤参照）を検討します。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・新たな避難場所の計画にあたっては、既存 RC 建物等で浸水深より高い施設を避難場所として指定することは、財政上からのメリットがあります。
- ・大きな地震が発生した場合は、津波が繰り返し来ること、第一波が最も大きいわけではないことから、避難場所で長時間避難する場合があります。津波避難ビルでは、夜間や雨天時に滞在する場合も想定し、水や食料、毛布等の備蓄についても検討する必要があります。
- ・東日本大震災では、避難者に津波や被災の情報が伝わらずに、不安な状況が続いたといわれています。現在の避難場所の確認や新たな避難場所の確保にあたっては、周辺の状況を見渡すことが可能という条件も重要な視点となります。
- ・東日本大震災では、盛土構造の道路の法面等が、津波からの避難場所となったという事例があることから、関係機関等との調整のもとで、有事の際の避難場所としての指定や階段等の整備手法を検討することが効果的です。
- ・避難場所の名称が、各地方自治体の地域防災計画で異なっている場合があります。災害の種類や段階によって、住民、来訪者の容易な避難先の判断ができるような配慮が必要です。
- ・避難場所は、一時的に難を逃れる緊急時の場所ですが、さらなる高台への移動方法を検討することも必要です。

◆参考資料

- ・国土交通省 HP 「津波防災地域づくりに関する法律について」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>